

国自安第65号の2
国自旅第183号の2
国自整第132号の2
令和6年9月19日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局長
(公印省略)

「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」
の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、
了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。

(別添)

国自安第65号

国自旅第183号

国自整第132号

令和6年9月19日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

物流・自動車局長
(公 印 省 略)

「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」
の一部改正について

今般、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成28年11月18日付け国自安第157号、国自旅第227号、国自整第220号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、遺漏なきよう取り扱うとともに、関係事業者に対し周知されたい。

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（新旧対照表）

新	旧
<p>国自安第157号 国自旅第227号 国自整第220号 平成28年11月18日 一部改正 平成29年 1月13日 一部改正 平成29年 3月14日 一部改正 令和 2年11月18日 一部改正 令和 3年 5月28日 一部改正 令和 5年 9月29日 一部改正 令和 6年 3月29日 <u>一部改正 令和 6年 9月19日</u></p>	<p>国自安第157号 国自旅第227号 国自整第220号 平成28年11月18日 一部改正 平成29年 1月13日 一部改正 平成29年 3月14日 一部改正 令和 2年11月18日 一部改正 令和 3年 5月28日 一部改正 令和 5年 9月29日 一部改正 令和 6年 3月29日</p>
<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p>自動車局長</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>(略) 附 則 (略) <u>附 則(令和6年9月19日 国自安第65号、国自旅第183号、国自整第132号)</u> <u>1. この通達は、令和6年10月1日から施行する。</u> <u>2. 令和6年9月30日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により</u></p>	<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p>自動車局長</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>(略) 附 則 (略) <u>(新設)</u></p>

行政処分等を行うものとする。

○一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準 新旧対照表

新				旧			
適用条項	違反行為	初違反	基準日車等 再違反	適用条項	違反行為	初違反	基準日車等 再違反
運輸規則第16条 運輸規則第21条第1項	<p>遅延に関する公示義務違反</p> <p>1 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号。以下「勤務時間等基準告示」という。)に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反</p> <p>①設定不適切 ②未設定</p> <p>2 勤務時間等基準告示の遵守違反</p> <p>①各事項の未遵守計5件以下 ②各事項の未遵守計6件以上15件以下 ③各事項の未遵守計16件以上(注)</p> <p>(注)</p> <p>通達本文4。(1)②ハに該当するものを除く。</p>	警告 10日車	10日車 20日車	運輸規則第16条 運輸規則第21条第1項	<p>遅延の揭示義務違反</p> <p>1 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号。以下「乗務時間等告示」という。)に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反</p> <p>①設定不適切 ②未設定</p> <p>2 乗務時間等告示の遵守違反</p> <p>①各事項の未遵守計5件以下 ②各事項の未遵守計6件以上15件以下 ③各事項の未遵守計16件以上(注)</p> <p>(注)</p> <p>通達本文4。(1)②ハに該当するものを除く。</p>	警告 10日車	10日車 20日車
運輸規則第24条 第1項、第2項、第3項	<p>点呼の実施義務違反(注1)</p> <p>1 未実施(注2)(注3) 2 不適切(注4) 3 軽微な違反(「1」「2」「4」以外の違反) 4 飲酒運転防止に係る点呼実施義務違反(注5)</p> <p>(注1)</p> <p>未実施、不適切及び軽微な違反が混在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。</p> <p>(注2)</p> <p>以下の場合は未実施とする。なお、点呼の実施については、点呼の記録によって確認するものとする。ただし、運転者等に係る点呼について明らかに実施したことを事業者が書面等により証明した場合はこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省令に規定される点呼事項が全く実施されていない点呼 ・補助者の要件を満たしていない者が実施した点呼 ・運行管理者、補助者の自己による点呼 ・対面によらず電話その他の方法で実施(運行上やむを得ない場合を除く。)した点呼 ・運行の業務の開始前に点呼を行わず、業務の開始後に行った点呼 ・運行の業務の終了後に点呼を行わず、業務の終了前に行った点呼 <p>(注3)</p> <p>通達本文4。(1)②ホに該当するものを除く。</p> <p>(削る)</p> <p>(注4)</p> <p>以下の場合は不適切とする。なお、点呼実施の確認方法は(注2)と同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省令に規定される点呼事項のうち一部が実施されていない点呼 ・アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認をしていない点呼 <p>(注5)</p> <p>酒酔い・酒気帯び運行が確認された場合。ただし、当該運転者に係る点呼について、明らかに実施されていることを点呼記録により事業者が証明した場合を除く。</p>	40日車 20日車 警告 100日車	80日車 40日車 10日車 200日車	運輸規則第24条 第1項、第2項、第3項	<p>点呼の実施義務違反(注1)</p> <p>1 未実施(注2)(注3) 2 不適切(注4) 3 軽微な違反(「1」「2」以外の違反)</p> <p>(新設)</p> <p>(注1)</p> <p>未実施、不適切及び軽微な違反が混在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。</p> <p>(新設)</p> <p>(注2)</p> <p>通達本文4。(1)②ホに該当するものを除く。</p> <p>(注3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助者の要件を満たしていない者が実施した点呼 ・運行管理者、補助者の自己による点呼 ・対面によらず電話その他の方法で実施(運行上やむを得ない場合を除く。)した点呼 ・運行の業務の開始前に点呼を行わず、乗務の開始後に行った点呼 ・運行の業務の終了後に点呼を行わず、乗務の終了前に行った点呼 <p>(注4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認をしていない点呼 ・疾病・疲労の有無について、報告及び確認をしていない点呼 <p>(新設)</p>	40日車 20日車 警告 10日車	80日車 40日車 10日車
運輸規則第38条第1項	<p>「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「運転者に対する指導監督告示」という。)による運転者に対する指導監督義務違反</p> <p>1 「2」「4」「5」以外の違反(注1)</p> <p>①一部不適切(実施2/3以上) ②一部不適切(実施1/2以上2/3未満) ③大部分不適切(実施1/2未満)</p> <p>2 飲酒運転防止(アルコール検知器使用)に係る指導監督義務違反(注2)</p> <p>3 飲酒運転防止に係る指導監督義務違反(注3)</p> <p>4 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注4)</p> <p>5 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)等運転者の道路交通法違反(4の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転及び過</p>	警告 20日車 40日車 60日車 100日車	10日車 40日車 80日車 120日車 200日車	運輸規則第38条第1項	<p>「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「運転者に対する指導監督告示」という。)による運転者に対する指導監督義務違反</p> <p>1 「2」「3」「4」以外の違反(注1)</p> <p>①一部不適切(実施2/3以上) ②一部不適切(実施1/2以上2/3未満) ③大部分不適切(実施1/2未満)</p> <p>2 飲酒運転防止に係る指導監督義務違反(注2)</p> <p>(新設)</p> <p>3 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注3)</p> <p>4 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)等運転者の道路交通法違反(3の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転及び過</p>	警告 20日車 40日車 60日車	10日車 40日車 80日車 120日車

改正前の 運輸規則第47条の8第1項		改正前の 運輸規則第47条の8第1項	
労運転を除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路 路交通法通知等に係るもの(注4)		労運転を除く。)に係る都道府県公安委員会からの道 路交通法通知等に係るもの(注3)	
(注1) 運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況 飲酒運転防止(アルコール検知器使用)に係る指導監督義務違反は、①②③とは別途個別に処分するものとする。		(注1) 運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況 飲酒運転防止に係る指導監督義務違反は、①②③とは別途個別に処分するものとする。	
(注2) アルコール検知器の不適切な使用が確認されたときは、指導監督義務を果たしていないと判断する。		(注2) アルコール検知器の不適切な使用が確認されたときは、指導監督義務を果たしていないと判断する。 (新設)	
(注3) 酒酔い・酒気帯び運行が確認された場合。ただし、当該運転者に係る飲酒運転防止に関する指導について、明ら かに実施されていることを指導記録により事業者が証明した場合を除く。		(注3)	
(注4) 通達本文3.(3)の規定により、別途個別に処分するものとする。		(注3) 通達本文3.(3)の規定により、別途個別に処分するものとする。	
乗合運送の許可を受けた者の義務違反		乗合運送の許可を受けた者の義務違反	
1 乗車券の発行及び記載事項違反	警告	1 乗車券の発行及び記載事項違反	警告
2 運賃の払戻し義務違反	警告	2 運賃の払戻し義務違反	警告
3 無効乗車券の引換又は運賃払戻しの公示義務違反	警告	3 無効乗車券の引換又は運賃払戻しの公示義務違反	警告
4 運送中断の際の取扱い義務違反	警告	4 運送中断の際の取扱い義務違反	警告
5 早発の禁止違反	警告	5 早発の禁止違反	警告
6 事故に関する公示義務違反	警告	6 事故に関する揭示義務違反	警告
7 運転基準図の作成、運転者への指導義務違反		7 運転基準図の作成、運転者への指導義務違反	
(1)作成		(1)作成	
①一部作成なし	警告	①一部作成なし	警告
②全て作成なし	10日車	②全て作成なし	10日車
(2)営業所への備付け	警告	(2)営業所への備付け	警告
(3)記載事項の不備	警告	(3)記載事項の不備	警告
(4)運転者への指導		(4)運転者への指導	
①一部不適切	警告	①一部不適切	警告
②大部分不適切	10日車	②大部分不適切	10日車
8 運行表の作成、運転者の携行義務違反		8 運行表の作成、運転者の携行義務違反	
(1)作成		(1)作成	
①一部作成なし	警告	①一部作成なし	警告
②全て作成なし	10日車	②全て作成なし	10日車
(2)運行表の携行		(2)運行表の携行	
①一部携行なし	警告	①一部携行なし	警告
②全て携行なし	20日車	②全て携行なし	20日車
(3)記載事項の不備	警告	(3)記載事項の不備	警告
9 禁煙表示の揭示義務違反	警告	9 禁煙表示の揭示義務違反	警告
10 停留所の名称の揭示義務違反	警告	10 停留所の名称の揭示義務違反	警告